

日弁連法律援助事業(法テラス委託援助事業) ～ 継続した取組と今後の展望 ～

法律援助事業とは

法テラスの民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない事業

経済的・社会的弱者の人権救済の観点から、弁護士による法的サポートが必要な行政・法律上の問題に直面した方に対する弁護士費用の援助を行う公共性の高い事業

2007年3月 (財)法律扶助協会解散 (1952年に日弁連が設立) - 2004年綜合法律支援法施行：民事法律扶助事業は法テラスへ移管
 2007年4月 (財)法律扶助協会が実施していた「自主事業」を「日弁連法律援助事業」として日弁連が実施し、全国に事業を展開
 2007年10月 日本司法支援センター(法テラス)へ事務委託の上、「日弁連委託援助事業」を実施 ～ 現在



主な財源

特別会費

(会員である弁護士から徴収)
1人あたり月額2,500円

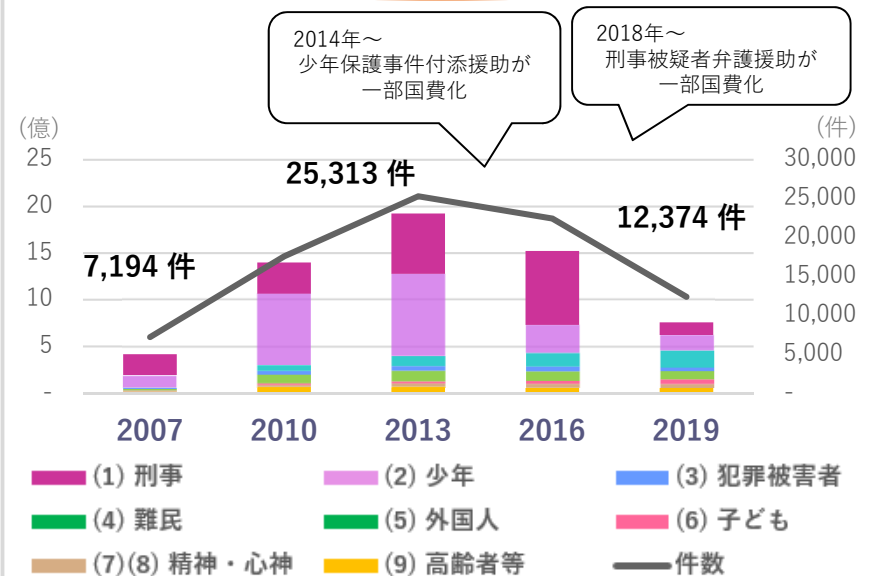
年間
約13億円

+ 寄付
(贖罪寄付)

※2021年4月時点

法律援助事業の申込件数と各事業の支出状況

2007～2019年の13年間活動実績：約25万件
177億円以上



※上記費用の他に、法テラスへの事務委託費や諸経費を支出しています。

法律援助事業の公費・国費化を！

これまでの活動により、刑事被疑者弁護援助や少年保護事件付添援助などの一部は公費・国費化されましたが、他の分野においても国費によるセーフティーネットを継続的に整備していくことが不可欠です！
 引き続き、**全国的な展開を維持し弁護士への研修を実施するなどの対応態勢を整備し、事業の公費・国費化を目指していきます。**

(1) 刑事被疑者弁護援助

身体を拘束された刑事被疑者のために、接見、警察官・検察官との折衝、被害者との示談交渉、その他被疑者段階の刑事弁護活動一般を行う弁護士に、依頼者に代わって弁護士費用を支払う制度です。ただし、依頼者が被疑者国選弁護を受けられるときには利用できません。

(2) 少年保護事件付添援助

家庭裁判所に送致された少年のために、面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉、その他付添人活動一般を行う弁護士に、依頼者に代わって弁護士費用を支払う制度です。

(3) 犯罪被害者援助

犯罪被害者の方のために代理人となる弁護士の費用を援助する制度です。告訴・告発や捜査機関からの事情聴取、被害者への取材に対する対応、被害者参加弁護士が選任されない事案での裁判傍聴同行などを行います。

(4) 難民認定に関する援助

日本政府に難民認定を求める外国人の難民認定申請、不認定に対する審査請求、不認定処分取消訴訟等を受任する弁護士の費用等を援助する制度です。

法律援助事業の概要

(5) 外国人に対する援助

在留資格等の維持・許可等について、人道上、弁護士の援助が必要な外国人に対する代理人となる弁護士の費用を援助する制度です。また、民事法律扶助制度を利用できない外国人への弁護士・裁判費用等の援助も行っています。

(6) 子どもに対する援助

児童虐待や学校等における体罰・いじめなどで人権救済を必要としていて、親などの協力が得られない子どもを対象とし、代理人として活動する弁護士の費用等を援助する制度です。家事事件手続法に基づく子どもの手続代理人（国選・私選を問わない）となる弁護士の費用の援助もあります。

(7) 精神障害者に対する援助

(8) 心神喪失者等医療観察法援助

精神病院等に非自発的に入院されている方が処遇改善や退院請求を求めて弁護士に相談する費用や代理人となる弁護士の費用等を援助する制度です。

(9) 高齢者・障害者・ホームレス等に対する援助

生活保護の受給資格がありながら、自ら申請等をするに支障をきたし、弁護士の援助が必要な高齢者・障がい者・ホームレス等の方に対する代理人となる弁護士の費用を援助する制度です。